

經濟論叢

第七十四卷 第四號

- マルサス・リカアド研究の意義と問題……岸本誠二郎 (1)
- 中國貨幣史の特質……………穂積文雄 (11)
- 經營とその形態……………小島昌太郎 (35)
- H・P・エギラス著
イスパニヤ農産物價格政策……………有富重尋 (46)
- メアリー・ノーリス著
當面するアメリカの經濟恐慌について…中西健一 (52)
- J・ニヒトヴァイス著
「東ドイツ農業における再版農奴制といわゆる
資本主義發展のプロシヤ型の道の問題」…山口和男 (59)
-

[昭和二十九年十月]

京都大學經濟學會

經營とその形態

小島 昌太郎

1

經營とは、本來、或る目的を達成するために、一つの指導意思によつて行う計畫的行動である。ゆえに、そこには、目的があり、その目的達成のために、考慮せられ、研究せられて立てられた計畫があり、この計畫を統制的に指導する意思があり、この意思によつて指圖せられる行動がある。

資本主義經濟の機構のなかにあつて、産業を営むものは企業であるが、ここに述べるところは、この企業なるものにおける經營のことである。ゆえに、前述のものよりは、その意味が狭く、資本の利益を擧げることを目的として、一つの營業政策の下に行う事業活動である。ゆえに、約言すれば、資本をして資本たらしめるための活動である。

或る産業を營まんとする意思は、一つの企業を成立せしめとする意思であり、それは同時に、一定量の購買力を資本として用いんとするの意思である。これによつて、資本が確定する。經營は、この資本を活動せしめる行動である。ゆえに、或る産業を營まんとする意思、一定の購買力を資本として用いんとする意思は、經營の初まる以前

のものである。すなわち、株式會社についていえば、會社を創立し資本を調達するの發起人の意思である。經營における指導的意思というは、企業が設立せられ、經營が初まるとともに、企業のなかにある意思であつて、經營という活動の全部を包括する意思である。すなわち、たとえば取締役會において決定する意思である。

そして、資本主義經濟の機軸のうちにあつての、經營における目的というは、その企業が營む産業において用いる資本をもつて利潤を擧げることである。指導意思というは利潤を擧げんとする意欲の下に研究せられ計畫せられて立てられた營業政策である。計畫的行動というは、事業の組織部署を定め、それぞれの行動範圍と連絡關係とを決定すること、および、それによつて事業活動を秩序的に行うことである。

かくて、企業における經營には、その事業について、一定の組織部署があり、それについて、それぞれの行動範圍と連絡關係とが定まることとなる。そこに、經營の姿があらわれ、この姿をもつてする事業活動があらわれ、經營の形態が調うこととなる。これは、一つづつの企業における經營の形態である。しかしながら、この意味の經營の形態は、一つづつの企業において、産業の種類によつても異なるものであり、資本の大きさ事業の規模によつても異なるものであり、市場關係その他の環境によつても異なるものである。ゆえに、この點より見れば、經營の形態なるものは、各企業において、一々、千差萬別であるといわれねばならぬ。従つて、かような形態は、分類の系統的にこれを取扱うことができない。すなわち、經營形態の基本的な分類とはならない。

しかしながら、これらのいずれのものにおいても、これを、一つの指導意思によつて、統制企畫せられている姿たる點において見れば、みな、一樣に、異なるところはない。そして、この指導意思が、すなわち、營業政策が、企業の資本利益を擧ぐるために、いかなる姿において働くかによつて、また、經營の基本的な形態として種々なるも

のが生ずるのである。いかえれば、事業活動を営む上に、營業政策か、單獨に働くか、もしくは、他の營業政策と連繋して働くかによつて、異なる經營の姿があらわれるのである。ゆえに、經營には、單一の形態のものと、連繋の形態のものとが存することとなり、連繋のそれは、また、連繋關係の姿いかによつて、種々なるものができるのである。

2

企業は、その成立のときには、おおむね、單一の經營形態をとるものである。しかるに、事業を開始した後にあつては、單一經營形態のままに止るものと、他の企業の經營と連繋をとるものができてくる。ここにおいて、連繋そのものによつて、いろいろな形態が生じる。従つて、經營形態には、單一經營形態のままのものと、連繋によつて生じる或る形態を、單一形態の上に附加するものがあることとなる。經營の形態と、通常いわれるものは、この連繋の形態である。ここに述ぶるところも、この連繋の經營形態である。

連繋の經營形態は、企業の營む産業における競争關係より生ずる。すなわち、競争力の強化、または、競争の全部もしくは一部の排除、もしくは、競争の調節制限のために、この連繋形態をとることとなるのである。詳しくいえば、企業の利益を擧ぐるため、もしくは、その利益を護るために、營業政策を自主獨立に行うことを有利とするか、または、他の營業政策と提携協調し、もしくは、包攝統制することを有利とするか、前の場合には、單一經營形態のままに存續し、後の場合には、連繋の經營形態を、さらに、つくることとなるのである。

連繋の經營形態の主なもの、カルテル、プール、トラスト、コンチェルンである。

3

カルテルというのは、二つ以上の企業が、平等の立場において、資本的結合によらず、契約をもつて、相互間の競争を調節制限するために、その營業の實質に關し、特定の範圍内において、相互的に一定の制限に服することに、共通の營業政策をたて、それによつて營業するところの組織である。

カルテルは、ただ、契約をもつて結成せられるものであるから、加盟者は、いずれも、平等の立場にある。加盟者の間に、資本の一方的投資または相互的投資があるにしても、それはカルテルの結成とは、無關係のことで、カルテルは、資本的關係の上に成り立つものではない。

カルテルは、單なる契約關係であつて、營業の實質に關し、特定の範圍において、たとえば、價額・生産量・供給量・販路などについて協定をなし、この共通の營業政策によつて、加盟者が各自の營業を行うのであるから、本來、組合の性質をもつものではない。しかし、カルテルにおいても、その共通の營業政策を行うために、なんらかの共同的行動、たとえば、共同販賣、共同受注などを行うことがある。しかる場合には、カルテルは、組合の性質をもつ。

カルテルは、加盟者の營業狀況によつて、單に、競争の制限に關する方法について契約をするだけで、競争による弊害を避けうることもあり、また、それだけでは、この目的を達しえない場合もある。競争の制限そのことが、それによつて、利害の相反する結果を伴うことがあるからである。ゆえに、この利害の相反する結果を伴う場合には、さらに、利害の調節をしなければ、カルテルを結成する目的を達することができない。ゆえに、カルテルには、

單に競争の制限をするに止るものと、さらに、それとともに、利害の調節をする手段をとるものがある。

前者を低級なカルテルといい、いま述べたものが、それであり、それまたは、ただ協定だけで行うのであるから、協定ともいわれる。後者は、高級なカルテルといわれ、協定の外に、カルテルの事業として、利害を調節しうる仕事をを行う。この仕事は、要するに、加盟者各自の營業行爲の一定部分を、カルテルが、一つのそれがための機關を設けて、それを引受けて行うのである。すなわち、營業行爲の一定部分、たとえば、代金料金の收入、利益の計算、生産物の販賣などを、プールするのである。ゆえに、この高級カルテルを、また、プールともいう。

4

トラストというは、一つの企業が、他の一つの企業、もしくは、二つ以上の企業に、資本的に参加して、その經營の實權を掌握する經營形態である。トラストは、主として株式會社の間に成立する。株式會社の意思決定機關たる株主總會における議決權は、一株式について平等であり、通常の議決は、出席株主の所有株式總數の過半數をもつて、決定せられるものであるから、發行株式總數の過半數の株式を獲得したものは、いかなる場合においても、總會において、會社の意思を決定することができる。トラストは、かくのごとくにして、一つの會社が、他の一つの會社、または、二つ以上の會社の、發行株式總數の過半數を所有することによつて成立する。

トラストは、一つの會社が、他の會社の株式過半數を所有することによつて、成立するものであるから、すなわち、出資をもつて、一つの會社が、他の會社の株主となるのである。この場合において、株主たる會社が、トラストの實權を握る會社であり、これを、持株會社という。持株會社は、配下の會社の財政と經營とを支配しうる立場

にあるから、この點より見て、支配會社ともいわれる。

カルテルは、同種産業を營む企業の間においてのみ、結成せられるものであるから、これを企業の横の連繫と見ることができ、トラストは、異なる産業を營む企業の間においても、構成せられるもので、もし、それらの産業が、原始産業から、製造工業、運輸業、金融業、保険業、倉庫業、貿易業、商業に至るまでの系統にあるものなのかにおいて連るものであるときは、そのトラストは、企業の縦の連繫と見ることができ、

5

コンチェルンというは、多數の企業が、資本的に、または、人的に、一方的もしくは相互的に、連鎖狀の連繫を形づくり、それによつて經營上の利益を擧ぐる形態である。コンチェルンに参加する企業は、主として、大規模な株式會社である。

カルテルは、同種産業の企業間に結成されるものであるけれども、コンチェルンは、同種産業にかぎらず異なる種類の産業を營む企業の間、その相互の經營を連結するために構成せられるものである。また、カルテルは、資本的または人的の連結なく、單に契約關係だけで成立するものであるけれども、コンチェルンにおいては、その参加企業が、相互に資本または役員の連結が連鎖狀紐帯となつて、構成せられるものである。共同販賣のために、カルテルが、常置の機關を設け、殊に、それを會社組織とするときは、その機關もしくは會社のために、何等かの資本を各加盟者が齎出しなければならぬから、カルテルにあつても、かかる場合には、資本的關係が生じる。しかし、それは、カルテル機關のための出資であつて、いわば、カルテル協議會の費用を分擔するのと異なるところなきもの

て、カルテル加盟者が、他の加盟者たる企業そのものへ出資をする關係ではない。コンチネルンにおいての資本参加の場合には、その参加企業か、他の参加企業そのものへの出資を、一方的もしくは相互的に行うことが、この關係を構成する紐帯となるのである。

6

連繋の經營形態は、いずれも、企業相互の競争を調節排除するか、または、他の企業に對する競争力を強化する目的をもつて、形成せられるものである。従つて、その結果として、獨占を獲得する可能性がある。ゆえに、連繋の經營形態は、また、獨占形成の形態ともいうことができる。しかし、獨占を獲得するについて、カルテル、プール、トラスト、コンチネルンは、それぞれ、その完全さの程度を異にしている。すなわち、獨占形成形態としての、重要さにおいて異なるところがある。

まず、カルテルについて、これを見るに、カルテルは、獨占形成の形態として、その成立が、容易であり、包容性も大きい。さきに述べたように、カルテルは、加盟者相互間の資本的結合が基礎となつて、その上に成立しているものではなく、平等な立場において締結する契約關係によつて成立するものである。契約關係であるがゆえに、解除の機會があり、脱退の自由がある。かつ、資本的結合がないから、脱退に際して、資本撤回という面倒な問題は全くなく、資本のために、結合に縛られることもない。カルテルに加盟していることが不利であるとすれば、容易に脱退ができる。このようなカルテル組織は、加盟者たるものを集めることも、従つてまた、それが成立することも容易である。すなわち、包容性が大きく、その點において、ひとたび獨占を獲得すれば、市場に對する支配力

も行渡りうるものである。

しかしながら、カルテルは獨占形成の形態としては、完全なものではない。カルテルは、かように、資本的な結合がなく、單に、平等な契約關係によつて成り立つてゐるものであるから、加盟者相互の間に、利益の反する事態が生じ易く、その場合には、それを、カルテルの組織をもつてしては、調節できなくなることもある。しかる場合には、脱退者を生ずるか、または、カルテルは解體するの外はない。すなわち、獨占は崩壞の可能を胎んでゐるのである。

また、カルテルは、その競争の制限より生ずる利害の衝突を調節するために、さきに述べたように、プールを行うこともある。しかしながら、競争の制限も、利害の調節も、營業行爲の全般に亘るものではなく、當該業態において、主要なものと認められるものだけについてである。その他の營業行爲は、加盟者の自由に放任せられてゐる。ゆえに、この加盟者の自由に殘されてゐる營業行爲の範圍内において、營業成績を高める方法が存在し、その範圍内において、競争の餘地がある譯である。これは、カルテルの制限してゐない競争であるから、カルテル加盟者相互の間の内部的な友誼的競争といわれている。

さらに、永きに亘る年月の經驗をもたないカルテルにあつては、違反の事例も起る可能が多く、競争制限が徹底的に行われているやいなやについての、監督が十分に行届くことが困難である。

この、友誼的競争と違反の可能とをもつがために、カルテルの獨占というものは、完全獨占たることをえないのである。それゆえに、カルテルは、獨占形成の形態としては、第二次的な團結である。

トラストは、カルテルと異り、資本的結合をもつて、一つの會社が、他の會社を、全部的に支配する關係に立つ

のであるから、従前競争關係にあつた會社が、みな、トラスト關係に入るときは、獨占は完全に成立する。そして、カルテルの場合には、加盟者は、いずれも、法律上においてはほんのちんごんのこと、經濟上においても、獨立の地位にあるのであるが、トラストの場合にあつては、從屬會社は、法律上においては、獨立のものであるけれども、經濟上においては、獨立を失つてゐるのである。營業上の行爲は、すべて、支配會社の營業政策に従うの外なき關係にある。ゆえに、その間に、いわゆる友誼的競争の餘地さえも存在しない。資本的結合は、通常の場合、解けることのないものであるから、トラストにおける獨占は、新らたなる競争者のあらわれるまでは、永續性をもつこととなる。それゆえに、トラストは、獨占形成の形態としては、最も強固なものであるといわれる。

競争關係にある會社が、合併するときは、トラストの場合と同様に、最も強固な獨占を形づくることとなる。合併は、二つもしくは二つ以上の會社が、一つの會社となることである。合併後の會社は、單一の會社であり、單一の企業である。ゆえに、合併といふことは、經營形態と見るべきではなく、二つもしくは二つ以上の企業形態が、一つの企業形態となることに外ならない。ゆえに合併によつて、競争が排除せられるならば、その排除は、完全であり、それによつて成立する獨占は、完全かつ永久的である。

合併によつて成立する會社は、フュージョンともいわれる。トラストとフュージョンとは、獨占形成の形態として最高のものである。

トラストとフュージョンとは、獨占形成の形態として、最高のものではあるが、しかし、トラストが結成せられ、フュージョンができたからといつて、それだけで、必ずしも、獨占が成立するものではない。トラストには資本的結合が必要であり、フュージョンには、既存會社の解散が必要である。この點において、カルテルのごとき、多數

企業の包容性を缺く。ゆえに、トラストやフェュージョンができあがつても、その外周に同種産業を營む企業が殘存するかぎり、いまだ獨占を獲得するにいたらない。常にそれらのものの競争に晒されるからである。しかし、トラストやフェュージョンが、市場における供給の全部を占めなくても、その大勢を支配するの勢力をもつものであるならば、獨占的地位に立つこととなる。しかる場合において、その獨占は、すこぶる強固なものである。

コンチェルンは、さきに述べたように、種々なる連繫關係によつて結ばれている企業群である。それらの連繫關係が、カルテルとして、または、トラストとして、獨占を獲得するに足るものであるときは、コンチェルンそのものも、獨占形成の形態となりうる。そして、その獨占が、いかなる程度のものであり、いかなる存続性をもつものであるかは、それを成立せしめた連繫關係の性質によつて定まるところである。

7

わが國においては、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律、というものが制定せられている。略して、私的獨占禁止法という。わが國における獨占抑壓政策は、この法律に基いて、公正取引委員會が行うのである。

カルテルは、この法律によつて、その結成が禁止されているのではない。しかし、カルテルは、事業者團體として、公正取引委員會規則の定めるところにより、その成立後、届出ねばならず、届出事項の變更および解散の場合にも届出なければならぬ。そして、カルテルがもし公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を、實質に制限することがあるならば、それは禁止されることとなる。ゆえに、この法律においては、カルテルが、競争の弊害を除去するに止まるかぎり、合法的に認められるのであるが、それが獨占性をもつにいたることは、禁止され

るのである。

また、この法律は、株式を所有することにより、國內の會社の事業活動を支配することを、主たる事業とする會社を、持株會社と定めて、かような會社を設立することも、また既存の會社が、かような會社となることも、禁止している。ゆえに、トラストは一般に禁止されているものと見なければならぬ。

會社の合併は、公正取引委員會に届出でて、一定の期日が経過するまでは、それを行うことはできない。そして、合併が、一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合、もしくは、不公正な取引方法による場合は、禁止されている。ゆえに、獨占を目的とするフェージョンは、禁止されている譯である。

コンチェルンは、右の持株會社が、その中にできること、および、その連繋が、獨占を獲得しうるカルテルである場合は、禁止されることとなる。

—一九五四・九・一六—